(1)　風力発電設備（(2)に掲げるものを除く。） 固定価格買取制度からの電源自立化に向けて、発電コストの水準が2030年までに８～９円／kWhとなることを目指す。	(2)　風力発電設備であって、その出力が20kW以上のもの（(3)に掲げるものを除く。） 固定価格買取制度からの電源自立化に向けて、発電コストの水準が2030年までに８～９円／kWhとなることを目指す。
(2)　浮体式洋上風力発電設備 その導入に向けた環境整備を進めつつ、固定価格買取制度からの中長期的な電源自立化を目指す。	(3)　洋上風力発電設備であって、その出力が20kW以上のもの その導入に向けた環境整備を進めつつ、固定価格買取制度からの中長期的な電源自立化を目指す。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第五十二号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第四条第一項の規定に基づき、同法第五条から第八条までの規定による手続を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等を次のとおり指定し、平成三十年四月一日から適用する。なお、平成二十九年経済産業省告示第三十七号は、平成三十年三月三十一日限り、廃止する。

平成三十年三月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第四条第一項に規定する同法第五条から第八条までの規定による手続を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第三条第四号、第二十七号及び第二十八号に掲げる設備の区分等とする。

○経済産業省告示第五十三号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第五条第一項の規定に基づき、同法第四条第一項の規定により入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針の全部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針の全部を改正する告示

入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針（平成二十九年経済産業省告示第六十三号）の全部を次のように改正する。

入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針

第１　総論

１　趣旨

再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度（以下「ＦＩＴ」という。）は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）に基づいて平成24年７月に創設された。ＦＩＴ創設から５年間で、ＦＩＴの対象となる再生可能エネルギーの設備導入量が概ね2.7倍に拡大するといった成果を挙げてきている。また、平成27年７月に策定した「長期エネルギー需給見通し」（以下「エネルギーミックス」という。）では、2030年度（平成42年度）において再生可能エネルギー電気が電源構成比率の22～24％（発電量ベース）を占めるとの見通しを示しており、この実現に向けて、ＦＩＴには引き続き重要な役割が期待されている。

一方で、ＦＩＴ創設以来、特に太陽光発電への参入が急拡大し、これに伴ってＦＩＴに基づく買取費用総額も急増し、国民負担の増大への懸念が高まっている。このため、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制との両立を図るため、導入が進んだ太陽光発電や法第９条第３項の規定に基づく認定（以下単に「認定」という。）の量が急増しているバイオマス発電については、早期の自立化に軸足を置きつつ、低コストかつ効率的な形での導入を進める仕組みを作る一方で、リードタイムが長く導入の進んでいない電源については、導入拡大を更に強力に推進するための制度改革が求められている。これらの事情を背景に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）が制定されたところである。

本改正により、低コストかつ効率的な再生可能エネルギー発電事業者の参入を促すために、事業者間の競争を通じた調達価格の決定方式の一つとして、新たに入札制度が導入された。この入札は、法第４条第１項の規定に基づき、入札（法第５条から第８条までに規定する手続によるものをいう。以下同じ。）により認定を受けることができる者を決定することが、再生可能エネルギー電気の利用に伴う電気の使用者の負担の軽減を図る上で有効であると認めるときに、入札対象となる再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模（以下「入札対象区分等」という。）を経済産業大臣が指定し、実施するものであり、平成29年度に事業用太陽光発電において、日本初となる入札が行われたところである。

本指針は、法第５条の規定に基づいて定められるものであり、上記の目的を達成するため、また、入札対象区分等において適正な競争を促し入札の公正を図るため、入札を実施する場合の基本事項及び運用方針を、調達価格等算定委員会により行われた平成29年度の入札結果の検証を踏まえ、定めるものである。

２　定義

本指針において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1)　入札参加希望者　入札に参加しようとする者をいう。

(2)　入札参加者　法第７条第１項の規定に基づき入札に参加することができる旨の通知を受けた者であって、入札に参加するものをいう。

(3)　入札参加資格　法第５条第２項第３号に規定する入札の参加者の資格をいう。

(4)　入札参加資格の審査　法第７条第１項の通知に当たって、法第６条の規定に基づき提出された再生可能エネルギー発電事業計画（以下単に「事業計画」という。）が本指針に照らし適切なものであるか否かを審査することをいう。

(5)　このほか、本指針において使用する用語は、法及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。